

日時：平成23年9月28日
10時00分～
場所：全員協議会室

「議会のあり方」検討協議会の経過報告会

「議会のあり方」検討協議会委員

委員長 小川智之

副委員長 奥井憲興

委員 岡田 慎、山田京子、山本直史、松坂吉則、
白鳥 誠、福谷章子、宇留間又衛門、石井茂隆、
山浦 衛、中村公江、川岸俊洋、米持克彦、
布施貴良、福永 洋



協議会設置 平成23年6月 3日(幹事長会議決定)
設置期限 平成25年5月31日まで

- **設置目的**

二元代表制の一翼を担う議会がどうあるべきかを協議・検討し、議会改革を推進する

- **協議・検討事項**

- (1)議員の身分に関すること
- (2)議会の運営に関すること
- (3)その他委員長が必要と認める事項

これまでの協議の概要

第1回協議会 6月10日(金) 14:00～17:01

議会改革の取り組みについて

議会改革の取り組み事項や今後の進め方を検討するため、各委員の議会改革に対する思いや要望を聴取した。

主な意見・要望

「議会の現状」、「議会の基本理念」、「議員の果たす役割」、「開かれた議会」、「議会の機能強化」、「議会改革」、「議員の資質向上」、「議員の身分」等について各委員より述べられた。

各委員の発言内容

第1回協議会ボード1

委員の発言をメモしたホワイトボード

執行部 承認機能
 政策調査会
 政策重視の議会
 二元代表制の理解が少なく、
 我々から情報発信していく、
 しつかりに議論してほしい
 費用対効果・若くは早期
 市民と一緒に調査
 議会料の問題
 市民の発言の場もオープンに。

政策決定のプロセス
 とあるから...

議会とは何ぞい？
 常に議論は何かをやるのか？
 反方向性
 基本理念の再定義、
 議会基本条例を軸に...
 議長のコ-ディネ-タ-的な役割。 議会報告の場
 マスコット批判。 若者版
 市民のパイプ役。

代議制の肯定
 多数反対意見の尊重。
 資料配布。 合意形成

政治改革に議会改革
 行政改革に...
 135項目
 法制局・府民・長期化

第1回協議会ボード2

市の不作為を条例で補完。

千葉独自の議会。

市民満足度。

財政状況悪化。⇒事業費の削減⇒報酬
Fラン機能して市議会責に。20%削減。

政党や国の下請けだ。

公正透明、市民参加

議員資質向上。

公表 意思形成過程

何故必要なの？説明責任、言責

調査機能の強化。政令市はボランティアない。

短期的

市民に開かれた議会。⇒傍聴者少ない⇒市民の代弁者にならない⇒報酬削減・定数削減

長期一般質問のやり方

市民の声が届いているのか？役割の明確化。主体的に

議論する場の確保。

市民感覚。日本のモデルにする。情報発信。わかりやすく。

アロシ外に4回にスピードアップ

事務局の専門化。地区の委員会。議員間討議

標準会や規則と変える。

第1回協議会での意見・要望等の主なもの

①－1

議会の現状

- 1 市民は議会が何をやっているかわからない。
- 2 市民にとって、常日頃、議員が何をしているのかわからない。
- 3 執行部の追認機関となっている。
- 4 地方議員は、地域の住民のための議員であり、国のまねをしてはいけない。

議会の基本理念

- 1 改めて議会のあり方、**基本理念**を再定義しなければならない。
- 2 市民満足度の向上を議員の立場でも推進する。
- 3 公正透明で、市民参加の保障された議会とする。
- 4 民意を正しく吸い上げるとともに、反対・少数意見も尊重する。
- 5 二元代表制の一方である議会の意見は集約する必要があるため、多様な意見の合意形成をつくる仕組みが必要である。
- 6 何を議会の役割として決めるべきかを議論していく。
- 7 地方議会の主体的な地方主権のあり方を検討する。
- 8 市民が身近に感じてもらえる議会とする。
- 9 千葉市の議会改革が地方自治の見本となる。

議員の果たす役割

- 1 議員の役割を見直し、再確認(明確化)する必要がある。
- 2 議員の資質向上、政策能力向上を図り、議員の果たす役割を理解してもらう取り組みが必要である。
- 3 地域の中でのコーディネーター的な役割を担う。

開かれた議会

- 1 二元代表制を担保するために情報を公開する。
- 2 二元代表制が理解されていないことから、議会より情報を発信していく。
- 3 議員が何をしているか説明し、情報を発信する必要がある。
- 4 議員の賛否が分かりにくい状況があるなど市民にわかりやすい情報発信をする。
- 5 議会質問内容を積極的に公表し、説明責任を果たす。
- 6 議会資料は配付する。
- 7 議会情報を公開し、市民意見を聴取する場が必要である。
- 8 開かれた議会として長期議会の開催
- 9 行政のプロパガンダ的部分はないか。政策決定の過程を明らかにすべき。
- 10 議員がやっていることが、見えない、市民の思いを代弁していない。

議会の機能強化

- 1 議会事務局の体制を強化する。
- 2 政策立案能力の強化が必要である。
- 3 監視機能、政策立案機能を高めていかなければならない。
- 4 調査機能を高め、それを基に判断していく。
- 5 政策立案するための調査方法が必要で、職員、市民意見も反映する仕組みが必要である。
- 6 市長、市のチェック機関であるとともに、市の不作為の部分に関して、条例を上程していかなければならない。

議会改革

- 1 一般質問などのやり方
- 2 前協議会検討135項目を議論する。
- 3 執行部への反問権の付与はどうか。(一問一答)
- 4 阿久根・名古屋・大阪府のように執行部と対立した場合の調整するルールが必要である。
- 5 議会としても、財政面を考えなければ駄目
- 6 基本条例の制定過程における市民の参加が必要である。
- 7 常任委員会所管ごとの委員会区分のほかに地区区分も設ける。
- 8 議決に当たって市民意見を反映する仕組みづくりをする。傍聴、請陳意見陳述以外の市民参加方法を検討する。
- 9 議会に市民が参加することが大事であり、議会が市民の中に入っていく。
- 10 通年議会、会期の長期化、夜間・土日開催をする。
- 11 市民との関わりをどういう場で深めていくか。

議員の資質向上

- 1 議会を執行部の追認機関から、しっかり政策議論ができる場に持っていく。
- 2 官僚政治脱却のためにも、政策立案能力を持たなければならない。
- 3 行政へのチェック機能、政策能力、資質を向上させるための議論を交わす場をつくる。
- 4 立法能力向上のための法務担当セクションを置く。
- 5 地域主権のもと立法能力の向上が必要
- 6 議員は、市民と議会のパイプ役としてやらなければならない。
- 7 諸外国や他市の議会を調査・検討し、千葉市独自の議会を検討する。
- 8 欧米、オーストラリア、ニュージーランドほか、国内外他市の情報提供を願う。
- 9 諸外国の先進事例の調査する、また調査機関を設ける。

議員の身分

- 1 議員報酬については、議会に対して理解が得られれば、市民もかかる費用についても納得してもらえる。
- 2 政務調査費、議員定数については、批判も含めて様々な意見があることから、きちんと答えられるあり方を構築しなければならない。
- 3 市民の声が議会に届いていないとの認識から、議員定数削減を求める。
- 4 議員報酬を最低10パーセントか20パーセント削減
- 5 市民の声が議会に届いていないとの認識から、議員報酬削減を求める。
- 6 市民が議会の役割について理解不足な点があり、議員報酬、議員定数削減を求める。
- 7 議員の身分、報酬、定数がどうなのかは避けて通れない。チェック機能としての責任

第2回協議会 6月27日(月) 12:59～14:54

あるべき議員像について

第1回協議会での発言内容を参考として、「あるべき議員像」に対する思いや要望を聴取した。

主な意見・要望

「議員の位置づけ」、「求められる議員」、「議員としての課題」、「議員の身分」、「国会議員との違い」等について各委員より述べられた。

各委員の発言内容

第2回協議会ボード1

議員の
責任がある
国会ギレには秋書がある
文書文面がある
現実的に地味は多い

民衆を反映して
党利、党略 3077を越える
党やこう来、政策能力
我派はこう果敢にやばってはいない
水面下で議論すべきでない

透明性、民主化
1人会派を認める
ディベートの場。
賛否の理由明確化。
再議の必要性。

定数減50パーセント
報酬、地域平均
時間短縮。
地域の課題解決

色々の立場の代表 = 多様性。
抽選制もアリ？
市民の力を後押しする。
専門性 多様性を含めた能力。
議員のなり手がいない、終焉への保障
出たい人より、出ない人、36万働いている
報酬の減額。アビール・アワ・アスカリ → 方向性向違の場合もある。
信念 H.P. 広報の議員の活動がかわらない。⇒ 幅広い広報が必要

市議員の役割は相対的にあること
意見言わない人の声
くみ取る。
チェック機能
提案、決定
意見決定の
公開
市民参加、協働

色んな相談がくる = 総合力、調整力
調査力、専門性を高める
情報集収力、発信力 → 行政の代替者の一面もある
あくまでも54分の1

第2回協議会ボード2

志がないといけな。

公人としての自覚(見本になる)

多様性 → 合意は市民のために
大局的視野。

どうやって合意形成していくか:

市長と対抗するために一丸になる。

公約を実現するために

現場の声を代弁。

住民側に理解される努力が足りない

若い人に身近に感じられない。

より市民と交えた形で議論。

意見書の賛否のあり方改善

議員が向いているのか工夫する。

まずは議会のあり方から。

最終的の意思決定権者。

執行部の干渉機能

意見の代弁者

一方で利権とあるのはネガティブな意見。

本当の意味で二代表の議会のあり方を追求

政策条約をつくる。

透明性専門性がわかる

報酬はともなうに

誰の生活にも関係ない。

地域のため休んでいる。

自立している(経済的・精神的)

千葉市全体も考えていかなければならぬ

地域のこと、千葉市のことを把握。

独りよがりなタメ

政策提言、質問も提案型。

(市民の方から来ている。新西州の問題)

→ 相当数いらないと実現できない。

↓
それは議会基本条例のこと。

住民の利益が一番にしなければならぬ。

政党とかが強にしている。

多額派が議会の意思

深く広く、倫理的にも求めらる

市民の負担に配慮されよう。

議員の位置づけ

- 1 地域と行政のパイプ役(市民、地域の代弁者)、公約実現のために住民の声を届けていく。
- 2 プライドをもって、行政にも、文化にもより深く、市民の負託に応えられるようにする。
- 3 意思決定過程についての市民への説明責任及び公開することが必要
- 4 千葉市全般のことも議論できる、地域性の議員であることが必要
- 5 行政の代弁者の一面もある。
- 6 議会は、いろいろな立場の人が代表として集まってくる多様性が大事、抽選制も一つの方法
- 7 原理原則は、何のために立候補したのかを意識し、議会として一丸となるために本当に議論で合意形成をしていかなければならない。
- 8 経済的、精神的に自立心をもっていなければならない。
- 9 選挙でのアピール、パフォーマンスが多いが、こういうもので政策や方向性を決めるべきではない。
- 10 議員は、何を実現すべきか、どういう政策を実現したいか信念を持ってやっていかなければならない。

求められる議員

- 1 市民の力を後押しできる議員が求められている。
- 2 住民の利益を第一に考えていくべき。
- 3 二元代表制のもとでは、執行機関のチェック機能、監視機能
- 4 施策を展開する、政策立案の能力、総合力及び調整機能が求められている。
- 5 政策条例を市長と競い合って上程していく。
- 6 提案・提言（執行部の不作為な条例提案の上程）
- 7 議員がいなくても、市政が地域の課題を解決するような仕組み、体制を作っていくこと

議員としての課題

- 1 議員の広報が幅広い形で行われていない。アピール不足もある。情報収集能力及び議員が何をしているのか市民に多方面からの情報発信を議員からしていくことが必要
- 2 市民への説明責任を果たしていく。
- 3 政策能力、調査能力、専門性を高める。
- 4 追及型から一般質問等提案型の質問ができるよう政策提言が必要
- 5 1人会派を認める。
- 6 議員間同士で討議をしていくことが大事
- 7 賛成・反対・棄権を明確にわかるようにしていく。
- 8 議会基本条例の策定が試金石となる。
- 9 議員になる人が見つかりにくい。(仕事を辞めなければならない)

議員の身分

- 1 議員の定数については、多用性が反映されるべきで減らすべきではない。
- 2 一定の報酬を確保し、優秀な議員が出てくる土壌を作っていかなければならない。若い人も出られるような議会としたい。
- 3 専門性が問われてくるのなら、報酬については、基本的額が保障されるべき。
- 4 議員の報酬は、地域の労働者の平均賃金を基本に決定
- 5 報酬については、やるべきことをやろうとするとある程度必要なので、そこは担保しなければならない。報酬のあり方をきちんと決めるべき。
- 6 議員は、しっかりと政策能力をもって議員提案をしていくためにも、調査費用や報酬を確保したい。

国会議員との違い

- 1 国政は議院内閣制ということで、党議拘束について理解できるが、地方は二元代表制なので、党議拘束で決めるのではなく、公開された議会の議論で決めるべき。
- 2 国会議員には、秘書がいることや文書通信交通滞在費がでていることから、政策立案に関しての勉強や人を使つての立案や研究ができる。

基本理念について

これまでの協議の中前回協議の中で、基本理念から検討すべきとの話があり、他政令市の議会基本条例の事例を参考にし、「基本理念」に対する意見を聴取した。

また、今後の進め方について、基本フレームを提示し、自由討論を行った。

主な意見・要望

「議会がなぜ必要なのか」、「議会の発信力をどう高めるか」、「地域・市民の自治力をどう高めるか」などの意見が出された。また、委員より、基本理念の私案が提出された。

【基本理念】(委員私案)

- ・ 二代表制のもと、市議会は市民を代表する機関として、市民の負託にこたえるために積極的に政策立案、政策提言を行い、地域主権が叫ばれるなか真の地方自治の実現に取り組む。
- ・ 首長とともに市民の直接選挙で選ばれた議会は、執行機関たる首長と対等の関係にあり、その執行に対する監視機能を果たすとともに、市民生活・福祉の向上、市政の発展に全力を尽くす。
- ・ 議会は、自らの期待される役割を果たすために議会改革に継続的に取り組むとともに、市民に開かれた議会を目指し、公平・公正な議会運営に努める。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の役割・責任が拡大しており、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的・総合的に広く担うとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことが求められている。

住民が自治体の長と議会の議員を直接選挙する二元代表制の下、千葉市民から選挙で選ばれた議員で構成する千葉市議会は、同じく市民から選挙で選ばれた市長と独立・対等の関係にあり、それぞれが市政の発展に全力を尽くすことにより、市民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、千葉市議会は、真の地方自治の実現に向け、市民への情報発信や市民との情報共有など市民参加の推進に努めるとともに、執行機関の政策決定及び事務執行に対する監視・評価に加え、政策立案・政策提言に積極的に取り組むことにより、市民生活・市民福祉の向上と市政の発展を推進するものである。

また、社会情勢の変化など時代の潮流を的確にとらえつつ、常に市議会自らが変わろうとする努力を引き続き惜しまず、今後も合議体である議会において、民主主義の原則である多数決を基本としつつも、少数意見の尊重及び会派間の合意形成に最大限努めるという本市議会の歴史と伝統に基づき、公平・公正な議会運営に努めることを基本理念とする。

- **総則**・・・開かれた議会活動、市民福祉の向上
- **市民と議会**・・・市民の多様な意見を議会に反映、議会のすべてを公開、議会報告会の開催、市議会だよりを市民にわかりやすく、請願・陳情・市民の政策提案重視、議会の用語解説・資料配布、本会議・委員会のTV中継、委員会のインターネット中継、定例記者会見
- **議会と市長**・・・議案についての根拠、他の政策との比較、財源措置、将来コストなどの説明。市長の特別委員会・常任委員会出席、議会としての事業評価、議員同士の討議による議会力量強化、市職員に信頼される議会
- **議会の運営**・・・市長等の反問権、議員相互の討論保障、政策提案、政務調査費の見直し
- **議員の定数・報酬**・・・市民意見反映、報酬の第3者委員会等の意見を尊重
- **その他**・・・IT活用を保障

地方自治の原点である「地域の問題は住民が自らの判断と責任で決定し、処理する。」という基本的な考え方のもと、地方自治の主人公である住民から選挙で選ばれた議員で構成する議会と、同じく選挙で選ばれた自治体の長は独立・対等の関係にあり、それぞれが二元代表制の一翼を担う存在として、地方自治の発展に全力を尽くし、住民の負託にこたえる責務を負っている。

国と地方の関係が、上下・主従から対等・協力に転換した今日、地方議会が住民を代表する機関として、住民福祉の向上のために果たす役割は、ますます増大している。

このような中、私たち千葉市議会は、真の地方自治の実現に向け、市民への情報発信や市民との情報共有など市民参加の推進に努めるとともに、執行機関の政策決定及び事務執行に対する監視・評価に加え、政策立案・政策提言に積極的に取り組むことにより、市民生活・市民福祉の向上と市政の発展を推進するものである。

また、社会情勢の変化など時代の潮流を的確にとらえ、常に市議会自らが変わろうとする努力を引き続き惜しまず、今後も合議体である議会において議論を尽くし、多数決を基本としつつも、本市議会の歴史と伝統に基づき少数意見を尊重するほか、会派間・議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払い、公平・公正な議会運営に努めることを基本理念とする。

基本理念(協議会決定)

地方自治の原点である「地域の問題は住民が自らの判断と責任で決定し、処理する。」という基本的な考え方のもと、地方自治の主人公である住民から選挙で選ばれた議員で構成する議会と、同じく選挙で選ばれた自治体の長は独立・対等の関係にあり、それぞれが二元代表制の一翼を担う存在として、地方自治の発展に全力を尽くし、住民の負託にこたえる責務を負っている。

国と地方の関係が、対等・協力を転換しつつある今日、地方議会が住民を代表する機関として、住民福祉の向上のために果たす役割は、ますます増大している。

このような中、私たち千葉市議会は、真の地方自治の実現に向け、市民への情報発信や市民との情報共有など市民参加の推進に努めるとともに、執行機関の政策決定及び事務執行に対する監視・評価に加え、政策立案・政策提言に積極的に取り組むことにより、市民生活・市民福祉の向上と市政の発展を推進するものである。

また、社会情勢の変化など時代の潮流を的確にとらえ、常に市議会自らが変わろうとする努力を引き続き惜しまず、今後も合議体である議会において議論を尽くし、多数決を基本としつつも、本市議会の歴史と伝統に基づき少数意見を尊重するほか、会派間・議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払い、公平・公正な議会運営に努めることを基本理念とする。